

防犯性能の高い建物部品の普及の促進について

1 住宅性能表示制度における防犯性能の評価の導入

(1) 制度の概要

国土交通省では、平成12年10月から「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅性能表示制度を実施しており、平成16年末までに63万戸の住宅について評価が行われている。表示項目は、下表の9項目である。

・構造の安定	・火災時の安全	・劣化の軽減
・維持管理への配慮	・温熱環境	・空気環境
・光・視環境	・音環境	・高齢者等への配慮

(2) 防犯性能の評価の導入

今般、10番目の表示項目として「防犯に関すること」が追加され、来年4月1日から評価が行われることとなった。評価方法は、住宅の開口部（玄関、窓等）を外部からの接近のしやすさに応じて分類し、分類毎にそれに属するすべての開口部について防犯性能の高い建物部品を使用しているか否かを評価することとしている。

2 今後の取組み

今後、警察庁と国土交通省は、連携して、住宅の設計者や施工者に対し、積極的に防犯性能の評価を受けるように呼び掛けるとともに開口部対策以外の防犯カメラ、防犯灯等による防犯対策の必要性についても広報する予定である。

また、新たな取組として、警察庁、国土交通省等では、一部の都道府県において実施されている「防犯優良マンション認定制度」が全国的に実施されるよう「防犯優良マンション評価基準」を本年秋までに策定する予定である。